



●福祉保健委員会所管

若年のがん患者への在宅療養支援について

◆福田たえ美 委員 私からは、最初に若年がん患者の支援について伺います。

平成二十八年第四回定例会において、十五歳から三十歳前後のAYA世代を含む介護保険に該当しない若者の末期がん患者に対して在宅生活の支援を求めたことに対して、若年世代のがん患者のターミナルケア支援とともに包括的に検討するとの御答弁から数年が経過いたしました。この件に関しましては先ほど他会派からも質疑があり、副区長が区として可能な支援の方策について検討を急ぐと答えていましたが、改めて区の見解をお聞かせください。

◎中村 副区長 お話がありましたとおり、平成二十八年の第四回の定例会において、ちょうど委員から、介護保険の制度の対象とならない若い世代のがん患者と御家族の精神的・経済的・身体的負担の軽減について御質問をいただいたところです。この間、本件の検討が滞っていたことは申し訳なく思っております。

その際、区として御答弁いたしました若年のがん患者のターミナル支援を包括的に検討するということの必要性は変わらないものと考えております。今後、国や他自治体の動向とともに、区内の若年がん患者の実態を把握し、議会での御議論をいただきながら、区としてどういった支援が可能か、その方策について検討を急いでまいります。

◆福田たえ美 委員 私も切実なお声を受けて質問をしておりますので、今後も誠意ある御対応をお願いいたします。

精神障害者保健福祉手帳の更新費用の補助について

次に、精神障害者保健福祉手帳の申請に関する診断書作成費用に関する負担軽減のための助成について伺ってまいります。

先日、ある婦人の方から、精神の障害を持った二人のお子さんの手帳の更新に当たって、指定医師による診断書が必要であり、その診断書作成にかかる費用負担が重いとお声が届きました。診断書作成にかかる費用は保険が適用にならないため、約五千円から一万円の費用負担がのしかかります。さらに、身体障害者手帳、療育手帳とは異なり、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が二年のため、二年ごとの更新に医師の診断書が必要になります。診断書は、手帳の支給や等級を決定する重要な判断材料となります。この手帳を持つことで、税の控除、免除、サービスなどが受けられます。

現在、世田谷区には精神障害者の方は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

◎宮川 障害保健福祉課長 世田谷区では、令和二年四月時点で精神科通院医療費助成の

令和3年3月 予算特別委員会 質問 福田たえ美
令和3年3月16日

制度を利用している方が約一万三千人で前年比五%増、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が約六千七百人前で前年比八・五%増となっております。毎年増加している状況です。

一方で、令和元年度に国が行った調査によりますと、人口千人当たり三十三人に何らかの精神障害があると推計されております。この数値を世田谷区の人口に当てはめると、三万人ほどの方が何らかの精神障害に該当することになります。

区内の精神障害者保健福祉手帳等の交付状況と、国の推計値との乖離について、要因は特定できませんが、例えば病気に対する認識の薄さや未受診など、様々な理由により医療や福祉とつながっていない方が一定数いるものと推察されます。

◆福田たえ美 委員 精神保健福祉法では、精神疾患の症状に対して、医療と福祉の連携が重要であると位置づけられています。実際にはつながっていない区民も一定数いることが分かりました。障害があることで医療費がかさみ、働くことも困難で、経済的に苦しくなります。まして、このコロナということで収入が減少した御家庭もあります。

精神障害者保健福祉手帳取得のこの約六千七百人の中に、低所得の方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

◎宮川 障害保健福祉課長 区では、精神障害者保健福祉手帳や精神科通院医療費助成の利用者について、令和二年度から情報システムでの管理を始めたところです。精神障害者保健福祉手帳は二年ごとの更新の仕組みのため、データが蓄積され分析が可能となるのは令和四年度以降となりますが、現在までの精神科通院医療費助成のデータを抽出したところ、三三%の方が住民税非課税の低所得の方でした。

この計算を当てはめると、参考数値ではありますが、精神障害者保健福祉手帳を所持している六千七百人の三三%、約二千二百人が低所得の方となっております。

◆福田たえ美 委員 データを蓄積している最中ということですが、予測で数字を出していただきました。二年ごとに手帳の更新をする人が約二千二百人、一年にしますと一千百人ということになります。この低所得の世帯の方が、障害サービスを受けるための入り口であるこの手帳の申請、更新の際の経済的負担を感じるのは事実であります。

現在策定中のせたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―には、自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現との基本理念を掲げ、障害当事者の日常生活や社会生活を支援しますと明記しております。

本区においては、身体障害者手帳取得時には必要な医師の診断書に一万一千七百七十円の助成を行っています。武蔵野市、三鷹市などでは身体障害者の方と合わせる形で、精神障害者保健福祉手帳の取得時の五千円の診断助成も行っております。

サービスを受けるために必要な精神障害者保健福祉手帳の申請、更新の際に、低所得の

方の費用負担軽減となる診断書作成料の助成等を検討する必要があると考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎宮川 障害保健福祉課長 精神障害者保健福祉手帳は二年ごと更新となっているなど、他の障害者手帳制度とは異なる面があり、認定のために定期的に診断書を取得することが、特に低所得者にとって負担となっていると思われます。負担軽減策としましては、例えば障害状況が安定している場合に、手帳の更新期間を延長して診断書を不要とするなど、柔軟な取扱いについて国や都に要望を上げることも検討いたします。

区が精神障害者保健福祉手帳の診断書料助成を行う場合、国や都からの特定財源はなく、区の負担が大きくなることを見込まれます。実施に向けては、対象者の状況等を把握し、必要性や事業効果等について研究した上、区の財政への影響を含めて総合的に勘案する必要があると考えられます。

◆福田たえ美 委員 低所得者の方々にも、一つのこの温かい手をぜひ差し伸べていただきたいと思います。

水害時の避難行動要支援者への対応について

続いて、次の質問に移ります。続きまして、避難行動要支援者の避難支援について伺ってまいります。

避難行動要支援者への実効性ある支援の必要性を、平成二十八年予算特別委員会、第一回、第三回定例会などで私は訴えてまいりました。我が会派からも何度となく議会で取り上げてきた重要な課題であります。一向に具体的な策が講じられない中、令和元年台風十九号が世田谷区を直撃いたしました。台風十九号を機に、区は多摩川洪水浸水想定区域における避難行動要支援者への支援の在り方を探るため、調査を始めているとのことでした。

二月の福祉保健常任委員会で報告をされた多摩川浸水想定区域内にお住まいの避難行動要支援者への調査と、配布予定の避難行動要支援者向け多摩川の水害時避難行動シートについて、まずは伺いたいと思います。

◎濱田 玉川総合支所保健福祉課長 水害時の避難行動要支援者に配慮した避難場所の確保や対応等を検討するために、多摩川洪水浸水想定区域にお住まいの避難行動要支援者に対して、縁故避難やホテルなどへの自主避難を含む、避難先や避難時の同伴者についての調査を実施しております。

調査対象者につきましては、玉川地域二百二十五人、砧地域二百八十人となっております。調査結果を基に、水害時に区の避難所に避難を想定している避難行動要支援者などの人数から、必要な避難スペースの確保や避難所運営の人員などの体制整備について検討を行います。

令和3年3月 予算特別委員会 質問 福田たえ美 令和3年3月16日

また六月には、避難行動要支援者や御家族などが、自らの水害時の避難行動を具体的にシミュレーションできるよう、(仮称)避難行動要支援者向け多摩川の水害時避難行動シートを作成し、対象者や関係者などに配付いたします。町会・自治会や民生児童委員、相談支援事業所などにも御協力いただきながら、実際の水害時の避難に活用できるよう取組を進めてまいります。

◆**福田たえ美 委員** 調査を基に避難行動要支援者のための避難スペースの確保などを行うとのことですが、時間軸が重要であります。

今月十三日、気象庁の発表によりますと、区内二十四時間総雨量が百十四・五ミリ、三月では観測史上一位の大雨となり、午後二時五十分には大雨・洪水警報が発令されました。この警報は、警戒レベル三に相当し、避難準備、高齢者等避難開始を発令する目安となるレベルに値します。季節外れの大雨にも対応できる体制整備にスピード感が問われております。

多摩川浸水想定区域にお住まいの避難行動要支援者で、介護、障害が重い方、また避難計画を作成するお手伝いをされると思われるケアマネジャーや町会の人などにお聞きを試みました。ともに避難先の障害者用のトイレなど、また、横になれる設備があるのかどうかといった施設の確保と併せて、その情報の提供をぜひお願いしたいという要望をいただきました。

江戸川区では、令和元年台風十九号の教訓に、災害時要支援者のため、水害時には福祉避難所を一次避難所として準備をしております。大田区では、要配慮者のため避難所の配慮スペースの整備、障害者用トイレ、エレベーターの有無を表記した避難所情報を提供し、避難を呼びかけております。

まずは、今回配付予定の水害時の避難計画シートを実効性あるものにするためにも、避難行動要支援者の方に配慮された避難施設の確保と情報提供をすべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

◎**濱田 玉川総合支所保健福祉課長** これまでの調査では、トイレなどのバリアフリーの環境や障害特性に配慮した空間の提供などが必要との御意見をいただいております。今回の調査結果に基づきまして、水害時避難所における障害特性などに配慮した避難スペースの確保などについて検討を行います。調査結果から検討した避難スペースにつきましては、バリアフリー情報などを含め、多摩川洪水浸水想定区域の避難行動要支援者及び御家族が安心して避難できますよう、避難行動シートと併せまして情報提供を行うとともに、大型の台風などにより洪水などが予想される場合には、早期の避難を呼びかけてまいります。

◆**福田たえ美 委員** 以上で私からの質問を終わり、高久委員に代わります。